

あま市から 転 出 される方へ

住みはじめた日から『14日以内』に次のものを添えて新しい住所地の市区町村役場に転入届をしてください。
☆転出証明書、マイナンバーカード（マイナンバーカードでの特例転出やマイナポータルによる転出の場合は、転出証明書不要です。）、本人確認書類 が必要となります。
 代理人による転入届は委任状等が必要になりますので、転入先の市区町村にお尋ねください。

★あま市から転出される方で下記に該当する場合は、次の手続きも必要になります。

該当すること	あま市での手続き	お問い合わせ先
印鑑登録をしている方	★印鑑登録証(カード)をお返しください。 転出(予定)日をもって自動的にあま市での登録がなくなります。	市民課 052-444-3167
国民健康保険に加入している方	★各種証(限度額証等)をお返しください。また、マイナ保険証をお持ちではない方は、資格確認書を回収いたします。 ★保険税については、加入月数分に調整します。 ★世帯主が海外転出される場合、納税管理人指定の届出等が必要です。	保険医療課 052-444-3168
子ども医療等を受給している方	★医療受給者証をお返しください。	
後期高齢者医療制度に加入している方	★後期高齢者医療資格確認書をお返しください。	
介護保険について	★介護保険被保険者証をお持ちの方は保険者証をお返しください。 ★要介護認定者は、受給資格証明書の交付手続きをしてください。	高齢福祉課 052-444-3141
高齢者在宅福祉サービスを利用されていた方	★緊急通報システム、認知症高齢者等家族支援サービスを利用されていた方は、手続きが必要です。	
児童手当を受給している方	★児童手当受給事由消滅届を提出してください。	子ども福祉課 052-444-3173
児童扶養手当・遺児手当を受給している方	★転出届(喪失届)を提出してください。	
障がい者等の手当などを受給している方	★市の手当の喪失届を提出してください。 その他該当するものがあれば所定の手続きが必要です。	障がい福祉課 052-485-5980
障害者総合支援法に基づく受給者証がある方	★受給者証をお返しください。	
小中学生の子がいる方(転校の手続)	★通っていた学校へ電話してください。(別紙案内をご覧ください。)	学校教育課 052-444-0902
保育所・幼稚園・認定こども園等を利用されている方	★在籍園に退園届を提出してください。	保育課 052-485-5988
妊産婦・乳児健康診査受診票をお持ちの方	★あま市での手続きは、必要ありません。 あま市のものは、使用出来ません。交換手続きが必要となりますので新住所地の市町村役場、保健センターへお問い合わせ下さい。	健康推進課 052-443-0005
美和、七宝地区で上水道を使用されていた方	★お電話で使用中止の手続きが必要です。	上水道課 052-441-7115
西今宿の一部、栄地区で上水道を使用されていた方		
菰目寺地区で上水道を使用されていた方	★お電話で使用中止の手続きが必要です。	名古屋市上下水道局 お客さま受付センター 052-884-5959
市税について	★市県民税は、1月1日現在の住所地の市町村で1年間課税となります。年の途中で転出されても、当該年度はそのまま、あま市へお支払いいただくこととなります。(転出先の市町村では、翌年度からの課税となります。) ★海外へ転出されるときは「納税管理人申告(承認申請)書」を提出してください。	税務課 052-444-0509
原付バイク、軽自動車等をお持ちの方	★廃車または譲渡する場合や転出先に原付バイク等を持っていく場合、住所変更の手続きが必要です。 あま市ナンバーのもの(原付バイク等排気量 125cc 以下):あま市役所税務課 二輪のバイク(125cc 超~):中部運輸局愛知支局 軽四輪車等 :軽自動車検査協会愛知主管事務所	税務課 052-444-0509 中部運輸局愛知運輸支局 050-5540-2046 軽自動車検査協会愛知主管事務所 050-3816-1770
納税について	★お忘れの市税等はありませんか？お尋ねください。	収納課 052-444-0413